

議会運営委員会会議録

日 時 令和4年3月23日(水) 開会時刻 午後1時31分
閉会時刻 午後1時43分

場 所 議会運営委員会室

出席者 委員長 望月 勝 副委員長 白壁賢一
皆川 巖 河西敏郎 浅川力三 卯月政人 土橋 亨 清水喜美男
市川正末 流石恭史
議長 桜本広樹 副議長 杉山 肇

委員外議員 佐野弘仁 小越智子 永井 学

欠席者 なし

執行部出席者 なし

議 題

1 知事提出追加議案について

(1) 令和3年度山梨県一般会計補正予算について

- 総務部長から、その概要について説明があった。

2 知事提出追加議案の取り扱いについて

(1) 「令和3年度山梨県一般会計補正予算」について

- 本件は本日の本会議に上程し、知事の口頭説明を行うこととする。
- 質疑のある場合は、知事提案理由説明後、直ちに発言通告書を提出願う。
- 質疑の発言時間は、自民党誠心会、自由民主党・山梨、自由民主党新緑の会及び、未来やまなしについては各10分以内、リベラル山梨、公明党及び日本共産党については各5分以内とし、再質疑及び関連質疑は行わない扱いとされた。
- 本件は、総務委員会の所管に係わるものであるので、上程議案に対する質疑の後、総務委員会に付託することとされた。
- この委員会の出席については、追加の議案に係る説明員のみ出席とされた。

(2) 同意案件について

- 本件は、本日の本会議にそれぞれ上程し、知事の口頭説明ののち、人事案件であるので、質疑、討論及び委員会の付託は、これを省略し即決する扱いとされた。

3 議員提出議案の取り扱いについて

(1) 「やまなし子ども条例制定の件」について

- 本件は、本日の本会議に上程し、提出者の口頭説明ののち、質疑及び委員会の付託は、これを省略して即決する扱いとされた。
- 採決に当たっては、簡易採決の方法によることとされた。

(2) 「山梨県主要農作物種子条例制定の件」について

- 本件は、本日の本会議に上程し、提出者の口頭説明ののち、質疑及び委員会の付託はこれを省略し、即決する扱いとされた。
- 採決に当たっては、簡易採決の方法によることとされた。

(3) 「山梨県議会委員会条例中改正の件」について

- 本件は、本日の本会議に上程し、提出者の口頭説明、質疑及び委員会の付託はこれを省略し、即決する扱いとされた。
- 採決に当たっては、簡易採決の方法によることとされた。

(4) 「公共施設のトイレ等の環境整備に関する政策提言」について

- 本件は、本日の本会議に上程し、提出者の口頭説明ののち、質疑及び委員会の付託はこれを省略し、即決する扱いとされた。
- 採決に当たっては、簡易採決の方法によることとされた。

(5) 「新型コロナウイルスのワクチン未接種者等への差別や偏見を防ぐ対策を求める意見書」ほか1件の意見書について

- これらの案件は、本日の本会議に上程し、一括して議題に供し、提出者の口頭説明ののち、質疑及び委員会の付託は、これを省略して、即決する扱いとされた。
- 採決に当たっては簡易採決の方法によることとされた。

4 常任委員の選任について

- 本日の本会議において、選任することとされた。
- 常任委員選任の後、会議を一旦休憩し、常任委員会の正副委員長互選のための委員会を開催することとされた。

5 知事提出議案及び請願の取り扱いについて（議運資料1、2）

(1) 委員長報告について

- 各常任委員長の口頭による報告は、各委員長からの申し出により委員会報告書の配付をもってこれを省略することとされた。
- 予算特別委員長の報告は、口頭報告とされた。

(2) 討論について

- 討論は、河西敏郎議員から第21号議案及び第156号議案について賛成の、次に志村直毅議員から第22号議案について賛成の、小越智子議員から第21号議案、第22号議案、第32号議案について反対の、それぞれ発言通告があった。
- 従って、討論の発言順序は、小越智子議員、河西敏郎議員、志村直毅議員の順とされた。
- 発言時間は、各会派代表者会議の申し合わせにより、5分以内とされた。

(3) 採決方法について

- 議案及び請願は、一括して議題に供し、採決に当たっては配付の議案採決順序表及び請願採決順序表のとおり、議案については、まず、反対のある第1号議案、第7号議案ないし第10号議案、第13号議案、第18号議案、第19号議案、第21号議案、第22号議案、第26号議案、第31号議案、第32号議案、第38号議案、第40号議案を一括して起立により採決し、次いで、第2号議案ないし第6号議案、第11号議案、第12号議案、第14号議案ないし第17号議案、第20号議案、第23号議案ないし第25号議案、第27号議案ないし第30号議案、第33号議案ないし第37号議案、第39号議案、第41号議案ないし第45号議案、第156号議案を一括して簡易採決の方法によることとされた。
- 請願については、簡易採決の方法によることとされた。

6 県民のための県有地の貸付及び賃料に関する特別委員会の調査期限延期の要求の取り扱いについて

- 本件については、本日の本会議において諮ることとされた。
- 討論がある場合には、当委員会終了後、直ちに発言通告書を提出願う。
- 討論の発言順序は、委員長に一任願う。
- 発言時間は、各会派代表者会議の申し合わせにより、5分以内とされた。

7 本日の議事順序について（議運資料3）

- 配付のとおりとされた。

8 本会議の開始時刻及び再開時刻について

- 本会議の開始時刻は、午後2時30分とされた。
- 本日、常任委員の選任の後、正副委員長の互選を行う常任委員会を開催するため、本会議を休憩するが、休憩後の本会議の再開時刻については、委員長に一任することとされた。

9 議会運営委員会の閉会中の継続審査案件について（議運資料4）

- 本委員会が、閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付のとおりとされた。

10 6月定例会の概ねの日程について

- 総務部長から、6月定例会の招集日の概ねの案について説明を受けた。
- 総務部長から説明があったとおり、仮に、招集告示日を5月26日とした場合の会期案を事務局より配付し、正式な会期の決定は従来どおり、招集告示日の議会運営委員会で協議することとされた。

以 上